**業　務　仕　様　書**

**１　業務の名称**

　　　令和８年度今治市広報戦略プロジェクト推進業務

**２　目的**

今治市では令和６年度に「戦略的情報発信プロジェクト」を始動し、全国に向けた情報発信で認知の獲得を目指すとともに、令和７年度からは「広報戦略プロジェクト」として、多様な発信媒体を活用した情報拡散に取り組んでいる。

本業務は、令和８年度におけるプロジェクトの推進により、今治市の魅力を全国へPRし、認知獲得、情報拡散をさらに強化するとともに、情報発信のネットワークを広げ、より効果的な情報発信を実現することで、今治市の地域価値の向上、関係人口の創出、経済活動の活性化ひいては市の政策効果を最大化することを目的として実施する。

**３　業務期間**

　　　令和８年４月１日（予定）から令和９年３月31日まで

**４　業務内容**

受託者は、今治市広報戦略プロジェクトに対して、広報戦略の方向性、情報発信及び効果検証の手法、プロジェクトの活動に関するフィードバックなど、専門的な知見から支援、助言等を行うとともに、情報発信コミュニティに関する企画、運営を行うものとし、具体的な内容については下記の各項目のとおりとする。

また、委託業務終了後も、当市職員が情報発信やコミュニティ運営等にノウハウを活用、応用できることを前提に業務を実施すること。

**（１）広報戦略プロジェクトへの助言**

当市職員で構成する広報戦略プロジェクトチームの活動に関し、アドバイザーを１名選任し、その専門的知見を活かして、情報発信及び効果検証の手法、プロジェクト活動に関するフィードバック、その他広報戦略に関する総合的な助言を行うこと。

**ア チームの構成**

庁内関係部署の職員20～30名程度

**イ アドバイザーの要件**

最新の情報に精通しており、情報発信に関する専門的な知見を有し、かつ、全国的なメディアやSNS等を活用したPR活動に関するノウハウを有する者であること。

**ウ 定例ミーティングの参加**

運営上の課題の整理や対応方針の検討のため、月１回実施する全体のミーティングに参加すること。なお、オンラインでの参加を可とする。

**（２）SNS等を活用した情報拡散**

さらなる情報拡散とリーチの獲得を図るため、SNS等の情報発信ツールを使用し、今治市に関心を持つ方をターゲットとした効果的なキャンペーン等を実施すること。実施頻度は概ね３か月に１回とし、実施方法は市職員と協議して決定すること。

**（３）情報発信コミュニティの企画運営**

より効果的な情報発信、情報拡散を図ることを目的として、プロジェクトチームとは別の情報発信コミュニティを設置、運営し、参加者との共創による情報発信を企画すること。

コミュニティの参加対象者は市民を中心とするが、見積金額の範囲内で対象者を市民以外に拡大することは差し支えない。

なお、コミュニティの設置、運営の詳細は市と協議して決定すること。

**（４）独自提案**

その他、見積金額の範囲内で仕様を超え、今治市の全国的な認知度向上、話題創出を図り、地域としての価値の最大化に繋がる提案をされたい。

**５　成果品**

受託者は履行後、次に掲げる業務に関する成果物を委託者に提出するものとする。

（１）成果物

実績報告書（Ａ４判）　紙媒体２部及び電子データ一式

委託業務実施報告書（様式あり）

（２）納入場所

今治市 総合政策部 企画政策局 秘書広報課（今治市役所本館２階）

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目４番地１

**６　総括責任者**

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、統括責任者は企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

**７　関連事項**

**（１）特記事項**

・キャンペーンの実施や情報発信コミュニティの活動の際には、今治市の事業であることを明示するなど、地方自治体の事業として透明性を確保し、公益性に配慮した事業展開を行うこと。

・これまでの広報戦略プロジェクト（令和６年度の戦略的情報発信プロジェクトを含む）の活動との継続性を考慮した提案とすること。

**（２）実施効果の測定・報告業務**

・本業務のKPIとして、定性的、定量的に事業効果を図ることが可能な指標を複数設定することとし、業務内でその検証を行うこと。

・事業の実施状況は随時検証し、KPIの達成状況をはじめ、業務全体の進捗状況を適宜確認すること。また、市の求めに応じて業務の実施状況を報告すること。

・KPIの達成状況または業務全体の進捗状況を踏まえ、改善が必要な場合は、市と協議の上で改善策を講じること。

・KPI及び業務全体の実施スケジュールについて、企画提案書に分かりやすく記載すること。

**（３）著作権等**

・本業務の実施のために使用された市が所有する資料等の著作権は市に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、市はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。

・本業務の実施にあたっては、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立をうけたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。

**（４）その他留意事項**

・本業務の履行にあたり疑義が生じた場合、またはこの仕様に定めのない事項については、市及び受託者双方の協議により処理、決定するものとする。

・受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行するものとする。

・受託者は、本業務の実施時において知り得た情報の取扱いに十分留意し、他に漏洩等が行われないようにしなければならない。機密保全、情報公開に関わる全ての事項については委託者の指示に従うものとし、また、業務終了後も同様とする。

・本業務を通じて取得した個人情報については、今治市個人情報保護法の施行等に関する条例その他関係法令等並びに別記の個人情報の取扱いに関する特記仕様書及び特定個人情報等の取扱いに関する特記仕様書に基づき、適正に管理し、取り扱うものとする。

・市は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

・本業務に係る一切の経費（事務局運営経費、アドバイザー経費、効果測定経費、ライセンス使用料等）は、全て委託金額に含むこと。

・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

・受託者は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合であらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、委託者の承諾を得る場合は、事前に書面にて必要な事項を委託者に届け出なければならない。

・本業務は、業務委託に係る令和８年度予算が議会の議決を得てから実施するものである。なお、契約日は令和８年４月１日（予定）とする。